

旭川市公正職務審査会 会議の記録（令和8年度第1回）

|          |                                                                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時      | 令和8年8月27日 午前9時00分～午前9時58分                                                                                                        |
| 場 所      | 旭川市総合庁舎7階 多目的室                                                                                                                   |
| 出席者      | 委員3人<br>池田委員、皆川委員、村尾委員<br>事務局4人<br>土岐総務部長、八木総務部次長（人事課長事務取扱）、<br>道下人事課主幹、松村人事課主査                                                  |
| 公開・非公開の別 | 公開                                                                                                                               |
| 傍聴者の人数   | なし                                                                                                                               |
| 会議資料     | 次第<br>資料1 旭川市公正職務審査会委員名簿<br>資料2 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する<br>条例及び施行規則<br>資料3 会議の運営について<br>資料4 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する<br>条例の運用状況 |

## 1 開 会

会長が選出されるまで、八木総務部次長が会議を進行した。

## 2 委員紹介

## 3 会長互選

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例（以下「条例」という。）施行規則の規定に基づき、互選により池田委員が会長に選出された。それ以降は、会長が会議を進行した。

## 4 会長職務代理者

会長職務代理者について、条例施行規則の規定に基づき会長が指名することを説明し、村尾委員を指名した。

## 5 議 題

### (1) 会議の運営について

事務局から、資料3に基づき案を提示し、原案どおり決定した。

### (2) 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

事務局から、資料4に基づき、令和7年度における条例の運用状況の説明を行うとともに、次の事項を補足説明した。

ア 今年度の懲戒処分として、経済部旭山動物園職員の死体損壊及び殺人容疑での逮捕等に係る信用失墜に伴う懲戒免職処分と、福祉安心部職員による生活保護関係書類の廃棄に伴う個人情報の流出及び生活保護費の支給処理の懈怠に係る停職処分があった。

イ 令和5年度から令和7年度までの公表事案31件の傾向を分析したところ、次のような傾向が見られた。

(ア) 事案の発生時期について、特定の月に偏るといった特段の傾向は見られなかった。

(イ) 公務内外の発生区分について、公務に関わる事案が14件、公務外が17件あった。

なお、交通法規違反のうちスピード違反6件はすべて公務外で発生し、5件が市外で発生していた。

(ウ) 公務に関わる事案のうち最も多くを占めていたのが通勤手当の受給に係るもので6件、次いでハラスメントが4件だった。

(エ) 懲戒処分により職位及び年代を公表している15人について、職位で最も多いのが一

般職で10人、年代は40歳代が5人だった。

なお、令和7年度の正職員における一般職の割合は52%、平均年齢は44.1歳であり、対象者に特段の傾向は見られないものとする。

(3) その他

事務局から、庁内での法令遵守の周知啓発の取組について、次のとおり説明した。

ア これまで行っている取組は次のとおり。

(ア) 職員研修を実施しており、基本研修として、新規採用職員に対し服務制度や法令遵守、ハラスメント防止について研修を行うほか、新任の係長職、課長補佐職、課長職に対し法令遵守又はハラスメント若しくはその両方について研修を行っている。

また、特定部局で自主的な研修を開催するに当たり、人事課職員が法令遵守について研修を行うことがある。

(イ) 特に市民の信頼を損ねるような事案が発生した際には、服務規律の確保についての通知文を発出している。

令和7年度に発生した親睦会費事案の処分後には副市長名で各部局長に対し、今年度の2件の懲戒処分後には市長名で全職員に対し、法令遵守等について周知徹底を行っている。

(ウ) ハラスメント防止への取組として、昨年12月に職員向けイントラネットで公開していた周知内容をリニューアルし、ハラスメントの定義、種類、対応件数や処分事例、Q&A、啓発動画などを掲載し、情報提供の充実に努めている。

また、これに併せて改めて相談窓口を周知するとともに、面談予約フォームを作成し、24時間いつでも、職場のパソコン以外からでも面談の予約申込みができるようにする等の取組を行い、相談しやすい窓口づくりに努めている。

イ 今後実施を検討している取組としては、「ハラスメント防止・コンプライアンス月間」の設定であり、弁護士資格を有する法務担当コンプライアンスマネージャーによる管理職を対象にした研修や、全職員を対象にしたハラスメントアンケートなどを想定し、ハラスメント及び法令違反事案の通減に努めたいと考えている。

実施時期について、国では国家公務員倫理月間及びハラスメント防止週間がいずれも毎年12月に設定しているが、業務の繁忙時期を考慮し、国に先んじて11月に設定することを考えている。

また、年2回公表している条例の運用状況並びに2年に1回の職員意識調査及びハラスメントアンケート実施後の結果等について、電子メール等で各委員に情報共有することで本市の状況を適宜把握していただき、本会をこれまで以上に有意義な会にしたい。

## 6 主な質疑等

(1) 議題(2)について

Q バイクの事案はどのように発覚したのか。(皆川委員)

A 通報により明らかになったものであり、本人は事情聴取においてフリマサイトで売買していたことを認めたものである。

Q 最近は簡単に取引できるアプリがあるが、株の売買が確認された場合はどうなるのか。(皆川委員)

A 金融資産の形成自体は勤務時間外であれば問題ないが、勤務時間中に株の動向を見たり売買を行ったりすることは職務専念義務に違反する行為である。本市では今のところそのような情報が寄せられたことはなく、処分事例はない。

副業については事前申請を要し、公務員として適当かどうかを判断した上で許可を行うが、市民等に誤解を与えることのないよう伝えている。

ただし、当該事案は事前申請なく行っていたものである。

Q 兼業申請を行っていなかったことと、職務専念義務に違反していたことの両方をもって処分したということか。(村尾委員)

A そのとおり。取引資料において、一部の取引が勤務時間中に行われていたことが確認できたことから、職務専念義務違反についても認定した。

Q 令和7年度の通勤手当に関する事案はどのように発覚したのか。(村尾委員)

A 通報により明らかになったものである。令和6年度的事案は全庁調査により発覚したものだが、それとは異なる形で発覚した。

Q 当該事案は、転居した事実を隠していたようなものだったのか。(村尾委員)

A バスを利用すると届け出ていたにも関わらず、実際は利用実態が伴っていなかったものである。

バス会社から入手した当該職員の利用履歴から、当該職員は、全庁調査時には定期券を購入し券面のコピーを提出していたが、実際にはコピー後にすぐに払い戻しをしていたことが判明した。

Q 利用履歴まで踏み込んで調査しているということか。(皆川委員)

当該事案は利用履歴も確認して調査した。入手した利用履歴には当該職員のバスの乗降状況が一切見られなかったため、定期券の払い戻し行為も併せて非常に悪質であるということで処分に至った。

Q バイクの事案について、件数と収益は把握しているか。(池田委員)

A 断続的であるが、平成29年11月から令和7年までの間で、計13台を転売し、210万円を売り上げ、転売益は約44万円に上るものだった。1台目は売却まで時間が経っているが、修理したバイクが購入価格より高く売れたことで、転売を繰り返したものである。

Q 親睦会費の事案について詳細を求める。(池田委員)

A 令和5年度から令和6年度にかけて、庁舎内で管理している職場の親睦会費の通帳を保管場所から無断で持ち出した上で出金し、私的な用途で使い、使用後に再び入金するという行為を複数回繰り返していたものである。金額は、延べ115万5千円に上る。

職場の同僚が通帳を見て異変に気付いた時点では、全額戻されていたため、結果的には損害はなかったが、たとえ返還していたとしても私的な用途で一時使用したという事実は変わらず、その点において処分を行ったものである。

Q 親睦会費の通帳の管理は当該職員が行っていたのか。(皆川委員)

A 通帳の管理は別な職員が行っていた。施錠した共有キャビネットに通帳を保管していたが、当該職員が鍵の保管場所を知っており、そこから鍵を持ち出し使っていたものである。

Q ATMで出入金していたということか。(皆川委員)

A キャッシュカード等を用いてATMを操作し出入金していた。

親睦会費に係る全庁的な動きとして、定期的に徴収するということではなく、必要な時に必要な額を集めるというように職員の意識が変わってきており、親睦会費自体を無くしている課も相当数増えてきている。

公務においても、なるべく現金を扱わないようになってきている。

Q 令和7年度の処分事案の量定はどのようなものか。(村尾委員)

A 上期の親睦会費事案は停職6月。下期の通勤手当事案は停職3月。バイクの転売事案は戒告だが、公務中に取引を行っていたことから、当時の管理監督者を嚴重注意とした。

## (2) 議題(3)について

(意見) 隅々まで徹底した対応をしたり、国に準じて取り組むのは準備も大変だと思うが、良い取組を行っていると思う。(皆川委員)

Q ハラスメント研修は基本研修以外にどのように実施しているのか。(村尾委員)

A 昨年度の実施状況としては、オンラインで好きな時に受講できるようにしている。

ただし、新規採用職員や新任係長職等については受講必須の研修と位置付けているが、それ以外の研修は自発的な受講となる。不祥事があった部署では自ら研修を企画する場合もあるが、なかなか自発的に研修を実施する機会がないのが実情である。

新規採用から新任係長職までの15年から20年くらいの期間、研修を受けていない職員がいないわけではないため、強化月間を設け、職員の意識を保つように啓発したいと考えている。

管理職についても、管理職昇任以降の集団研修があまりないため、そのような機会を設けたり、あるいは一定年数の職員を対象にするなどといった形で研修を実施できればと考えている。

イントラネット上の公開内容については、実際の画面を見ていただきたい。

※各委員が事務局のPC画面で掲載内容を確認。

Q イントラネットに掲載しているハラスメント事例は、どのように個人が特定されないようにしているのか。(村尾委員)

A 発生した時期や行為者の所属、職位、年齢を掲載しないなど個人が特定されないように配慮しながら、事案の概要と処分結果を記載しているが、職員間で起きたことなので、分かってしまう可能性はゼロではない。

研修では一般的な事例を話しても自分事には受け止めにくいが、事案の概要を具体的にしすぎるとワイドショーのような受け止め方になってしまう。そこは一線を引きながら、職員に自分事として捉えてもらいたいと考えている。

啓発を繰り返し行うことで、ハラスメントを身近に感じ、してはいけないこと、職場全体としてハラスメントを発生させないようにするにはどうしたらよいかを職員に考えてもらいたい。

Q 以前報告があった録音機器の設置については引き続き行っているのか。(池田委員)

A 購入済みの50台をフル活用しているところであり、今年度に50台を追加購入し、希望する部署に設置できるようにしていくつもりである。

Q 機器の設置により、カスタマーハラスメントが減ったという実感はあるか。(池田委員)

A ある部署では、録音機器の設置前は1～2時間やそれ以上に及ぶクレームがあったが、機器を設置し受電時に録音告知のアナウンスを流すことで、通話時間が著しく短縮されたという話を聞いており、設置の効果を実感しているところである。

各職場からは設置の希望が寄せられており、計画的に購入しているところであり、特にクレームが多い部署については積極的に設置していきたいと考えている。

## 7 閉 会